

大学共同利用機関等における大学院教育について

	大学院の外にあって教育に協力する方式		大学院の組織の一部分を担う方式		
	特別研究学生の受入	連携大学院	協力講座	併任講座	総合研究大学院大学
イメージ図					
方式の概要	大学院設置基準第13条2項の規定に基づき、大学院の学生が、所属する大学院以外の研究機関等において、研究指導を受けるもの	左記の研究指導について、大学と研究機関等との間で、学生の指導方法、研究員の派遣等の協定書を結び、研究機関の研究員に大学院の客員教授の発令を行うなど、組織的に特別研究学生の受入・指導を行うもの	研究科の専攻を編制する際に、当該専攻に固有の「基幹講座」の他に、「協力講座」として、緊密に関連する学部の講座、附置研究所の部門等を充てた講座を設けて専攻を編制するもの	仕組みは、左記の協力講座と同様であるが、大学共同利用機関が、元々附置研等であったときに協力講座を構成していた場合に、その経緯を踏まえて、元の大学の教官に併任する形で講座を構成するもの	左記の協力講座の方式との違いは、研究科の専攻を編制する際に、大学共同利用機関を基盤機関として、その一部の教官が総研大の教官に併任する形で専攻全体が構成されるもの
附置研究所	○	-	○	-	-
大学共同利用機関	○ ()	○	-	○	○
独立行政法人等	○	○	-	-	-

大学共同利用機関側では、「特別共同利用研究員」として、研究に参画する共同研究者として受け入れている。

(参考) 大学院設置基準 (昭和49年文部省令第28号)
第十三条 (略)

2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。
ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、一年を超えないものとする。